

# 市民税・県民税納税通知書を送付します

今回送付する納税通知書は、市民税・県民税の納付方法が公的年金からの特別徴収(天引き)の人と、普通徴収(現金または口座振替による個人での納付)の人が対象となります。

【問】市民税課(古河庁舎) TEL22-5111

●納税通知書の発送予定日 6月12日(火)

●納付月

年	平成30年											平成31年		
	納付月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
①	公的年金特別徴収(天引き)	仮徴収		仮徴収		仮徴収		本徴収		本徴収		本徴収		
		前年度の公的年金等所得に係る住民税額の半分の額を3回に分けて徴収						(当該年税額-仮徴収額)を3回で天引き						
②	普通徴収			第1期		第2期		第3期		第4期				
				年税額の1/4		年税額の1/4		年税額の1/4		年税額の1/4				

## ①公的年金特別徴収

原則、65歳以上の公的年金等受給者に通知します

## ②普通徴収

事業所得者(営業・農業・不動産)等の特別徴収とならない人に通知します

※所得の種類により徴収方法が2種類以上になる人もいます。

# 介護保険料のご案内

## ●平成30年度から平成32年度の介護保険料改正の内容

介護保険料の所得段階の基準所得金額

- ・第7段階と第8段階を区分する基準所得金額190万円→200万円
- ・第8段階と第9段階を区分する基準所得金額290万円→300万円

## ●65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料

年間の介護保険料は、前年中の所得等に基づいた段階別になっており、今年度の介護保険料は下記のとおりです。なお、平成30年度の介護保険料額と納付方法を記載した納入通知書は、7月中旬に発送予定です。

【問】介護保険課(健康の駅) TEL92-4921

保険料所得段階	対象者	調整率	年額
第1段階	本人が市民税非課税世帯 ・生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.45	28,600円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の人	基準額×0.75	47,700円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階に属さない人	基準額×0.75	47,700円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.90	57,200円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の人	基準額×1.00	63,600円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	76,300円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.30	82,600円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	95,400円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	108,100円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.75	111,300円

※基準額：年額63,600円(前年度と同額)。

# 市税は納期限までに納めましょう

市税は、福祉や教育の充実、環境の保全、道路の維持管理など、市民の皆さんの暮らしを支えるための大切な財源です。

市では、税の公平性を保つため6・7月を「徴収強化月間」とし、税収の確保に努めています。納期限内納付をお願いします。

【問】収納課(古河庁舎) TEL22-5111

## 納付は便利な口座振替を

口座振替にすると、納期ごとに銀行や郵便局、コンビニエンスストアなどに出向く必要がありません。納め忘れの心配もなくなりますので、安心・便利・確実な口座振替をご利用ください。

●手続き方法 最寄りの金融機関または市役所で申し込みください(郵送での申し込みもできます)

●持参物 通帳、通帳の届け出印

## 早めの相談を

やむを得ない事情により、市税を納期限内に納付することが困難な人のために、納税緩和制度があります。

差し押さえなどの滞納処分を受ける前に、早めに収納課にご相談ください。



## 6月・7月は徴収強化期間です

6・7月は「徴収強化月間」とし、納期限を過ぎても納付しない人や、納付する意思がない人に対して、集中的に催告や財産の差し押さえを行います。



## 納付が遅れると



①納期限までに納付がない場合は、「督促状」を送付します。



②「督促状」を受領後、一定期間経過後も納付されない場合は「催告書」を送付します。



③その後も納付せず、納税相談にも応じない納税義務者には、「財産の差し押さえ」などの処分を行うことがあります。

※納期限後に納付した場合は、一定の割合による延滞金が生じる場合があります。

## 納税相談窓口延長のお知らせ

- 日時 6月25日(月)～29日(金) 17時15分～19時30分  
6月24日(日)、7月29日(日) 9時～12時、13時～16時  
7月25日(水)～27日(金)・30日(月)・31日(火) 17時15分～19時30分
- 場所 市役所古河庁舎(1階)収納課  
※庁舎北側入口からお入りください。